

9月上旬から家屋調査を行います

固定資産税を適正に算出するため、家屋調査を実施します。固定資産税は、その家屋の 評価により決まりますが、家屋調査はその評価を行うための大切なものです。

役場の税務住民課職員が期間中、調査のために敷地内に立ち入りさせていただくことがあります。調査員は常に職員証を携行していますので、不審に思ったときは提示を求めてください。

【次の場合、申告が必要です!】

☑不動産を取得したとき

家屋の新築、増築などにより不動産を取得したときは、地方税法により60日以内に東部県税事務所に申告する義務があります。正当な事由なく申告をしなかった場合は、過料が課せられることがありますので、早めに申告を行ってください。申告に必要な書類は税務住民課にあります。住宅だけでなく、倉庫や車庫も評価の対象です。

☑家屋を取り壊したとき

「滅失の申告」を行ってください。12月28日(水)までに申告を行うことにより、 課税台帳から削除され、次年度から課税されなくなります。

☑所有者が死亡したとき

相続人を代表して納税通知書等を受領する人を指定する「固定資産現所有者等届出書」を提出してください。

問合せ先 役場税務住民課 前川・小谷 275-4117



マイナンバーカード交付申請書が届いていませんか?

マイナンバーカードをまだ持っていない人に、オンライン用QRコード付きマイナンバーカード交付申請書が順次送付されています。スマートフォン等で申請書のQRコードを読み取ることで、簡単に申請ができます。マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限は9月末までですので、早めの申請がおすすめです。(※1)(※2)

※1 以下の人には、交付申請書は送付されません。

- ①75歳以上で、令和2年度又は令和3年度に後期高齢者医療広域連合からマイナンバーカード交付申請書が送付されている人
- ②令和4年1月1日以降に出生または国外から転入された人(出生時または転入時に地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から、個人番号通知書と一緒に交付申請書が送付されています)
- ③在留期間の定めのある外国人住民の人(地方出入国在留管理局でマイナンバーカードの交付申請などについてお知らせをしています)
- ④配偶者からの暴力(DV)ストーカー行為等、児童虐待及びこれら に準ずる行為の被害者として、住民票の住所と異なる居所情報を登録している人

※2 郵送等での申請も可能です。

問合せ先 役場税務住民課 675-4118